

「北九州市提案型ネーミングライツパートナーシップ協定」締結事業者の募集

令和4年4月より開始予定の「北九州市提案型ネーミングライツ制度」における命名権者（ネーミングライツサポーター（以下、サポーターという））の募集において、良質な提案が促進され、より多くの施設等でネーミングライツが導入されることを目的に、特定の広告代理店と「ネーミングライツパートナーシップ協定（以下、協定という）」を締結する予定です。

そこで、協定を締結し本市ネーミングライツ制度の普及促進にご協力いただける広告代理店を公募型プロポーザル方式により選定いたします。

まずはこの募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

【協定の概要】

1 目的

協定を締結した広告代理店は「北九州市提案型ネーミングライツ制度」を広く周知し、より良質な提案を受けられるよう、市と協力して民間事業者に対して提案活動を行うことで、サポーター候補者の掘り起こしを行います。

2 協定期間

令和4年3月中旬から令和7年3月末まで（3年間）

※なお、市と協議の結果、協定期間を更新することができます（3年単位での更新）。

※締結を終了した場合でも、担当したサポーターの現契約期間中は、当サポーターに関する業務のみ協力をお願いします（報酬の支払は継続）。

3 広告代理店の役割

広告代理店の役割（業務内容）として、以下のような役割を担います。

- (1) 本市の提案型ネーミングライツ制度の広報に関すること
- (2) 民間事業者への提案型ネーミングライツ制度の利用促進活動（掘り起こし）
- (3) サポーター候補者への対応（事前協議書の作成補助、事前協議への同席、契約締結後の調整等）
- (4) 契約期間終了を迎えるサポーターとの更新にかかる交渉
- (5) 愛称の普及活動支援
- (6) その他、提案型ネーミングライツ制度の円滑な運用に必要な業務

(参考) サポーターの掘り起こし～選定～契約～更新までの代理店の関与について

内 容 (所用期間)	役 割	
	市 (参考)	広告代理店
事業者への ネーミングライツ 利用促進活動 (常時)		<ul style="list-style-type: none"> • 全国の事業者に対する制度の周知 • 事業者ニーズに沿った施設やスポンサーメリットの企画提案 • 事業者の市への紹介
事前協議の実施 (2カ月程度)	<ul style="list-style-type: none"> • 提案条件の妥当性判断 • 愛称の適切性判断 	<ul style="list-style-type: none"> • 提案条件の内容調整 • 愛称の適切性の調査 • 協議日程等の調整 • 看板等の必要経費の調査
提案書の受付・受領 (2週間程度)	<ul style="list-style-type: none"> • 受付、受領、内容審査 	
市民意見等の募集 (1カ月程度)	<ul style="list-style-type: none"> • 質問内容・対象者の決定 • HPでの意見募集実施 • 施設へのアンケートボックスの設置 • 回答の公表 	<ul style="list-style-type: none"> • 質問内容・対象者の助言 • 説明会の実施(必要な場合) • 回答の分析
事業者審査会の開催・選定 (1カ月程度)	<ul style="list-style-type: none"> • 審査会の開催 • 事業者の選定・結果連絡 	
契約にかかる最終調整 (1カ月程度)	<ul style="list-style-type: none"> • 契約条項の決定 • 契約の締結・メディアへの公表 	<ul style="list-style-type: none"> • 契約条項の調整
導入期間中におけるサポーターとの連絡調整 (常時)	<ul style="list-style-type: none"> • サポーターからの要望・問合せへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> • サポーターからの諸事項の問い合わせ受付
サポーターとの契約更新に関する業務 (3か月程度)	<ul style="list-style-type: none"> • 契約更新に関するサポーターとの条件交渉 • 契約更新の締結・メディアへの公表 	<ul style="list-style-type: none"> • 契約更新に関するサポーターとの条件調整

4 報酬について

完全成果報酬型(代理店の仲介または市の要請に基づき導入協議に参画し、導入に至った案件の命名権料の20%)

※制度の広報・利用促進活動等にかかる報酬の支払いはありません。

※報酬の支払は、各年度のサポーターからの命名権料の支払完了後とします。

※サポーターに対して成約手数料等の支払を求めることはできません。

【パターン1：代理店がサポーター候補者を紹介した場合】

広告代理店からのサポーター候補者の紹介によりネーミングライツの導入に至った場合、毎年度のサポーターからの命名権料の支払完了後、その命名権料の20%相当額を広告代理店に成果報酬として支払います。

なお、紹介を受けたサポーター候補者との事前協議や事業者検討会で導入が「否」となった場合は、成果報酬の支払いはありません。

【パターン2：市の要請に基づき、サポーターの仲介を行った場合】

市が直接、サポーター候補者から提案を受けた際に、広告代理店の支援・助言等が必要だと市が判断した場合、代理店にも事前協議の段階から市とともに協議に加わって頂く場合があります。

その場合も、ネーミングライツ導入に至った場合は、毎年度のサポーターからの命名権料支払完了後、命名権料の20%相当額を代理店に成果報酬として支払います。

なお、サポーター候補者との事前協議や事業者検討会で導入が「否」となった場合は、成果報酬の支払いはありません。

5 応募資格要件

次に掲げる要件の全てを満たす法人とします。ただし、選定審査会においてパートナー代理店として選定された場合でも、協定締結前に要件を満たさなくなった場合は、協定の締結ができないことがあるので注意してください。

- (1) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格者名簿に記載されている広告代理店であること。
- (2) 経営基盤が安定しており、協定を確実に遂行できること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 国税および地方税の滞納がないこと。
- (6) 代表者および役員が暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと、また暴力団関係者として、入札等除外措置を受けていないこと。
- (7) 公共安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。

※上記要件の該当の有無について、関係する官公署に照会を行うことがあります。

その場合、照会のために必要な情報を改めて提出していただく場合があります。

6 参加方法

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる方法により必要な書類を提出してください。なお、2月3日（木）に開催する事前説明会への出席を必須とします。

(1) 提出方法

令和4年2月22日（火）17時15分までに、総務局行政経営課あてに、以下に示す提出書類をEメールにてご提出してください。なお、提出した際は送受信確認のため、必ず電話にてご連絡ください。

(2) 提出書類

ア 参加申込書（所定様式）

イ 企画提案書

- ・サイズはA4またはA3
- ・PDFファイル
- ・表紙を含めて10ページ以内

ウ プレゼンテーション動画

- ・15分以内で企画提案書に沿ったもの
- ・WMV または MP4 形式でDVDに保存したものを提出すること

エ 会社概要

- ・書式・サイズ等は自由
- ・PDFファイル

オ 会社の財務状況が分かる資料

- ・直近3カ年度の財務3表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）
- ・PDFファイル

7 企画提案内容

(1) 企画内容

本協定の履行に関する基本的な考え方

(2) 広報戦略

いかにして広く本市ネーミングライツ制度を周知するか

(3) 実施運営体制

周知・営業活動を実施するにあたっての人員等運営体制

(4) 会社概要及び広告代理店としての実績

広告代理店としての過去の広告実績および自治体との連携等の実績

(5) 初年度の仲介目標額

受付初年度にネーミングライツ導入の仲介を行う目標件数および目標命名権料

(6) その他ネーミングライツに関する事項（加点項目）

上記以外で本協定実施に際して特にアピールできる事があれば加点します。

8 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

企画提案内容	留意事項
企画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本市提案型ネーミングライツ制度および目的を十分考慮した企画であるか ・協定履行に関する全体イメージ図を添付すること
広報戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・どのように本市提案型ネーミングライツを周知・広報していくのか ・目標数値・指標等を具体的に示すこと
実施運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・営業人員等の運営体制をイメージ図として添付すること
会社概要及び広告代理店としての実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ネーミングライツに関わる業務を行ったことがある場合は記載すること ・自治体との取引実績等を記載すること
目標数値の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・掲げる仲介件数および命名権料は、あくまで実現可能な範囲内での目標値としてください。
その他事項	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外で本協定の実施に際して特にアピールできる強みや特徴などがあれば記載すること（任意）

9 企画提案書の審査

(1) 提案審査会の実施

ア 参加資格要件を満たす広告代理店から提出された企画提案書を審査するために、令和4年3月1日（火）に提案審査会を実施します。参加する事業者は、企画提案書をもとに提案説明を行い、審査員からの質疑に回答してください。なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえて、提出頂くプレゼンテーション動画を以て企画提案とし、審査員との質疑応答は電子メールで実施する方法に変更する場合があります。詳細は本件プロポーザルに参加する事業者に対し別途連絡します。

イ この提案審査会における審査基準は、以下のとおりとします。

- ・企画内容（協定を履行するための総合評価）
- ・広報・事業運営能力（広報戦略、PR手法、運営体制など）
- ・財務健全性
- ・本市提案型ネーミングライツ制度への理解度

- ウ 提案説明は1者あたり概ね15分程度とする。また、それに対する質疑応答の時間は10分程度とする。
- エ 提案審査への事業者は、1者につき3名までとする。
- オ 提案審査時の説明は、6(2)で示す提出書類に基づくものとし、提案審査会の当日に新たな資料の追加または資料に未掲載の事項に関するプレゼンは不可とする。

(2) 協定締結事業者の選定

- ア 提出された企画提案書を、9(1)イの審査基準をもとに審査員が採点し、本市が設定する基準点(非公開)以上の事業者を協定締結代理店として選定します(3社程度)。その後、協定締結に向けた手続きを行うこととします。
- イ 複数の広告代理店が基準点を満たした場合、その全ての代理店と協定を締結します。
- ウ 本件プロポーザルに参加した広告代理店が1社であっても、提案内容が基準点を満たしている場合は、本プロポーザルは成立するものとします。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、審査終了後5日(休日等を除く)以内に書面または電子メールにより全ての広告代理店に通知します。

非選定の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日(休日等を除く)以内に書面または電子メールにより、説明を求めることができます。なお、その回答は、書面が到着した日の翌日から起算して5日(休日等を除く)以内に、書面または電子メールにより行います。

(4) 選定後の協定締結に関する事項

協定締結前に、必ず本市と協定内容の詳細にかかる協議を行ってください。

(5) 留意事項

提案審査会は非公開で行います。また、提案審査会に係る一切の費用は広告代理店の負担とします。

10 注意事項

- (1) 提案審査会は広告代理店に対し、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。
- (2) 参加申込書や企画提案書が以下の条件に該当する場合は、本件プロポーザルへの参加を認めないこと又は協定締結の無効もしくは取り消しを行うことがあります。
 - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - イ 作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

カ 虚偽の内容が記載されているもの。

- (3) 提出された参加申込書など全ての提出書類は返却いたしません。
- (4) 参加申込書や企画提案書の受理後の差し替え及び削除は、原則として認めません。
- (5) 参加申込後に、提案審査会への参加を辞退する場合は、速やかに、書面で事務局に届け出てください。様式は任意とします。
- (6) 本業務の優秀事業者の選定に係るスケジュールは次のとおりとします。

ア 令和4年2月 3日(木) 事前説明会の開催

イ 令和4年2月 4日(金)

～令和4年2月15日(火) 質問書の受付期間

ウ 令和4年2月 4日(金)

～令和4年2月22日(火) 提案申込書等書類の提出期間

エ 令和4年3月 1日(火) 提案審査会の実施

オ 令和4年3月 上旬から中旬以降 協定締結代理店の選定、結果通知、協定締結

(参考)

カ 令和4年4月 1日(金) サポーター候補者からの提案受付開始

※(公募競争期間) 令和4年4月～7月末日まで

※(先着期間) 令和4年8月以降

【問い合わせおよび提出先】

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所 総務局 行政経営部 行政経営課

担 当： 橋・生野

電 話： 093-582-2160

E-mail: sou-gyoukeiei@city.kitakyushu.lg.jp